

令和 7 年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | 指名停止理由             | 有 資 格 業 者 名                                              | 措 置 期 間                                         | 適 用 条 項                      | 決定日      | 備 考                                                                                                                                           |
|----|--------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 独占禁止法違反            | 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号<br>新明和工業（株）<br>代表者 五十川 龍之             | 令和 7 年 5 月 8 日から<br>令和 7 年 8 月 7 日まで<br>（3 か月間） | 第 2 条第 1 項<br>別表第 2 第 4 号    | R7. 5. 8 | 当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。               |
| 2  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号<br>東京海上日動火災保険（株）<br>代表者 城田 宏明      | 令和 7 年 6 月 2 日から<br>令和 7 年 7 月 1 日まで<br>（1 か月間） | 第 2 条第 1 項<br>別表第 2 第 1 0 号イ | R7. 6. 2 | 当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けたため。                                          |
| 3  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 8 番 1 号<br>あいおいニッセイ同和損害保険（株）<br>代表者 新納 啓介 | 令和 7 年 6 月 2 日から<br>令和 7 年 7 月 1 日まで<br>（1 か月間） | 第 2 条第 1 項<br>別表第 2 第 1 0 号イ | R7. 6. 2 | 当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けたため。                                          |
| 4  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 9 番地<br>三井住友海上火災保険（株）<br>代表者 船曳 真一郎    | 令和 7 年 6 月 2 日から<br>令和 7 年 7 月 1 日まで<br>（1 か月間） | 第 2 条第 1 項<br>別表第 2 第 1 0 号イ | R7. 6. 2 | 当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けたため。                                          |
| 5  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号<br>近畿日本ツーリスト（株）<br>代表取締役 瓜生 修一      | 令和 7 年 6 月 2 日から<br>令和 7 年 7 月 1 日まで<br>（1 か月間） | 第 2 条第 1 項<br>別表第 2 第 1 0 号イ | R7. 6. 2 | 当該業者は、令和 6 年 5 月 3 0 日に実施した旅行において、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスの提供を受けることをあつせんしたため、令和 7 年 3 月 2 4 日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令を受けたため。 |